

六	五	四	三	二	一	条 成 省				
發 行 額	方 法 の 法	募 入 決 定 の 法	發 行 方 法	用 振 替 の 適 適	の 法 律 項 及 の び の 法 律 そ の 法 律	發 行 行 使 び 根 拠 記	件 年 月 日	十 六 年 二 月 二 〇	令 第 百 五 五	國 債 行 政

百はづ会五額発第う額當も各札価機用「成社ノ六別条二財六利  
 六、き計十面行十ち面ての申發格関を振十債二号会第十政回付  
 十額発法五金し一、金るか込行をは受替三等「計一六融」  
 万面行第万額た条財額。らみ競日け法年の中法項年資庫債券  
 円金し五円で利第政でその争本る「法振五へ並法資券(二十  
 額た条、三付一融四同で利第国千国項資千法七付一債十債の資  
 第十国項整一に規金百九五四債の理億つ定特條億に規基四いに別  
 ノ七つ定金千て基会二千いに特三はづ計円の三て基別百、き法  
 りい入替適下平

件等十六年三月二年三月三と月九日告示に第十六号  
 令第百五五條第十一項令第十九項令第十九項令  
 國務大臣谷垣禎一和行平蔵

十 三 二	十 一	九 八 七
の 経 利 払 過 込 利 み 子 率	發 行 行 價 格	振 替 低 額 面 金 額
	日	位

(一) 年格十額平す額の振  
む十式は一五面成るの記替  
も号に、募・錢金十。整載法  
のによ払入八以額六数又の  
と規り込決パ上百年倍は規  
す定算金定一の円二の記定  
るす出額のセそに月金録に  
。るしに通ンれつ二額はよ  
期た加知トぞき十に、る  
日金えをれ九五よ最振  
に額、受の十日る低替  
払を次け応九も額口  
い第のた募円の面座  
込二算者価五と金簿

額面金額の総額  $\times \frac{1.8}{100} \times \frac{67}{365}$

(二)  
の国たは者にへにりに座も係  
税法金、又おた百算つにのる發行時にお  
率人額記はいだ分出い記と所  
をがに外てしのして載し得  
乗適當の國取、二たは又て税  
じ用該算法得当十金前記は振が  
たを非式人す該額記替源  
金受居にでる國をか(一)録口泉、  
額け住よあ者債じのさ座徵そ  
る者りるがをじ當算れ簿収の  
を所又算場非發た該式る中さ利  
控得は出合居行金金にものれ子  
除税外しに住時額額よの口るに

十四

初期利子

す 次 そ が 金 と 平  
る 号 の 銀 額 し 成 す  
期 及 翌 行 を 、 十 こ  
日 び 営 休 支 次 六 と  
に 第 業 業 払 の 年 が  
つ 十 日 日 う 算 六 が  
い 六 に に 。 式 月 で  
て 号 支 当 た に 二 き  
同 に 払 た だ よ 十 。  
じ お う る し り 日  
。 い へ と 、 算 を  
て 以 き 支 出 支  
規 下 は 払 し 払  
定 、 、 期 た 期

十五

後 第  
の 二  
利 期

二十十  
十九八  
七六

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 參 所 金 金 期  
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 る い 日 每  
成 務 本 面 成 利 て を 年  
十 大 銀 金 三 子 、 支 六  
六 臣 行 額 十 を そ 払 月  
年 か 百 五 支 の 期 二  
一 月 田 年 払 日 と 十  
二 月 に う 以 し 日  
二 五 つ 二 。 前 、 及  
日 通 き 月 六 各 び  
知 を 百 二 月 支 十  
受 け 百 二 月 支 二  
け た 円 十 間 払 二  
た 者 日 に 期 月  
者 属 に 二  
す お す お 十